

消えた配偶者控除の見直し 働く意欲高める税制改革とは

安倍政権の現下の最大課題は「働き方改革」だ。主に主婦層の就労時間を抑制している「配偶者控除」の抜本的見直しが議論されたが、すぐに頓挫。働く意思ある人々の社会進出を進め、かつ拡大する格差を是正するための税・社会保障改革を提案する。

安

倍政権の現下の最大課題は「働き方改革」だ。同僚・同一賃金などと並んで、「配偶者控除」の抜本的見直しが議論されたが、選挙風が吹き始めた途端、議論は頓挫した。政府税制調査会（政府税調）が五つの案を提示してから2年経過し、ようやく議論が始まろうとした矢先のストップだ。

配偶者控除引き上げは新たな壁をつくるだけ問題解決にはならず

そこで本稿では働く意思ある人々の社会進出を進め、かつ拡大す

る格差を是正する税制について提案する。その際のポイントは税だけではなく、社会保障負担も含めて対応することにある。

配偶者控除とは、例えば妻（配偶者の年収が103万円未満の場合、税を納める夫の年収から38万円を控除する（差し引く）制度で、その分所得税が軽くなる。このため、妻が年収を103万円未満に収めるように就労調整をするので、俗に「103万円の壁」と呼ばれる。

新聞報道では、控除の対象となる配偶者の収入の上限を、現在の103万円から150万円程度に引き上げるという考え方があるようだが、これでは新たに「150

万円の壁」をつくるだけで、何の解決にもならない。

一方で、新たに「106万円の壁」も呼ばれている。サラリーマンの妻の収入が130万円未満なら、妻は夫の扶養に入り第3号被保険者として社会保険料負担は生じないが、それを超えると、自ら社会保険料を負担（厚生年金の第2号被保険者）しなければならず、かえって年収が減少するケースが出てくる。一方、企業の方も、社会保険料の事業主負担が生じる。そこで、双方の利害が一致して、130万円で就労調整をしようという現実がある。

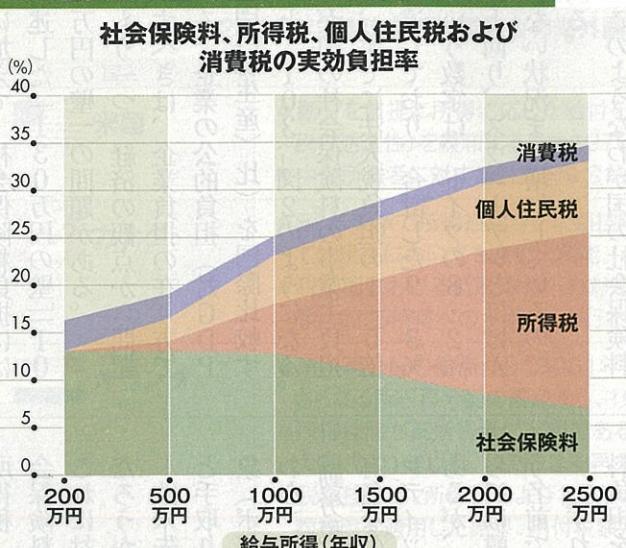
この壁を打ち破ろうと、2011年10月より、従業員501人以

上の企業では、パートなど短時間労働者に対する保険適用を今より拡大し、基準となる収入を130万円から106万円に引き下げた。

この趣旨は、これをもつと拡大し（下げ）ていけば、事実上壁（就労調整）はなくなるということである。しかし現実は、106万円以下に就労調整するパートが相当数に上るという事実だ（NHK「クローズアップ現代」10月6日放映など）。世帯で同額の手取り額を確保するには133万円まで（さらには27万円）働かなくてはならないというものが理由のようだが、新たに「106万円の壁」をつくったことになる。

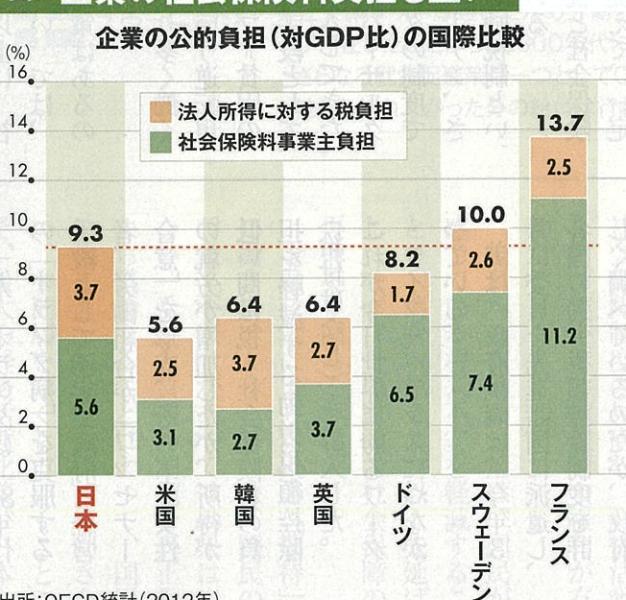
寄稿 Contribution

図1 低所得層に重い社会保険料負担



*夫婦と子ども2人の民間給与所得者で、子どものうち1人は特定扶養控除適用として試算。消費税については、家計調査の消費性向を基に試算。政府税制調査会資料を基に筆者作成

図2 企業の社会保険料負担も重い



出所:OECD統計(2012年)

実は低所得者に重い逆進的な社会保険料の負担

図1は、政府税調の資料を筆者が加工したもので、民間給与所得者の夫と妻（専業主婦）、子ども2人の家計における、社会保険料（厚生年金に加入）、所得税、個人住民税および消費税を含めた実効負担率の図（10年）である。

この図から分かるように、年収500万円程度の場合は、所得税・個人住民税合わせて15万円、つまり実効負担割合は3%程度であ

るが、社会保険料は70万円前後で負担率は14%程度となる。年収で1000万円を超えるところまで、社会保険料負担の方が税負担よりも重い。

もう一つ特徴的なことは、社会保険料は年収に関わりなく14%程度の負担をしなければならないということである。これは課税最低限があり、所得が高くなると高い税率が適用される超過累進構造を持つ所得税との大きな違いである。さらに、1000万円を超える辺りから社会保険料の負担割合は減少していく。これは保険料は標準報酬（給与）×保険料率で算出さ

れるが、この標準報酬に上限が設けられているためそれ以上保険料は増えず、全体として「逆進的な負担構造」になっているのである。

消費税については、所得が低くなるほど負担割合が大きくなる「逆進性」が常に批判の対象となるが、社会保険料の逆進性についてほとんど問題にならない。このように、社会保険料の逆進的な在り方は、わが国の所得再分配機能・格差是正機能を大きく妨げているといえよう。

さらなる問題は、税負担率は時代により増減があるが、医療、年金、介護などの社会保険料負担

（社会保険負担率）は、1975年から一貫して増加しているということである。年金保険料については、04年の改革で、17年まで毎年少しずつ上げることが法定されている。そのことに国民の抵抗がないのは、「納めている年金保険料はいずれ自分に返ってくるので、負担率が上がつてもそれほど反対しなくともいいだろ」という感覚があるからだろう。

しかし年金は、自分が積み立てた分に金利が付いて戻ってきてるわけではない。日本の公的年金は「賦課方式」で、その時々の年金支給に必要な財源をその時の保険料収入で賄っている。言い換えば、自らの積み立てを超える分は、現役世代から年金受給世代への仕送りに頼っている。このよな現役世代の負担の上で運営される賦課方式の下で少子高齢化が進んでいけば、少ない現役世代でより多くの高齢者を養わねばならず、負担はますます増加していく。

経團連の調査では12年から13年にかけて、アベノミクスの下で労働者1人当たり現金給与総額が52万円から556万円へと4万円程度増加した。しかしこの間2・5万円の社会保険料負担の増加があり、手取り賃金の増加は1・4万円にすぎない。このような問



中央大学
法科大学院教授
(東京財团上席研究員)
森信茂樹
Shigeaki Morinobu

1973年京都大学法学部卒業後、旧大蔵省入省、主税局総務課長、2004年米 Princeton 大学で教鞭を執り、財務省財務総合研究所所長を最後に、06年に退官。「税で日本はよみがえる」(日本経済新聞出版社)など著書多数。

表 主要先進国の勤労税額控除の概要と評価

2016年3月政府税制調査会の海外調査報告書から要約

国名	概要
米国	<ul style="list-style-type: none"> 勤労を前提に所得に応じた給付を行うことで、低所得者の負担（社会保障税の逆進性）を緩和するため1970年代に導入された。 中低所得者に対する包括的な公的扶助制度の代わりとして存在している。
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> 87年改革で所得控除から税額控除に変更。人的控除の税額控除化については現在においても適切に機能。 税制面における低所得者への対策として、勤労所得手当（給付付き税額控除）による所得へのサポートが行われている。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 所得再分配の観点から、2001年の税制改革で、所得控除を税額控除化。 さらなる所得再分配の観点から、16年より税額控除の消失化。 所得控除が高所得者に有利であるのに対し税額控除は低所得者に恩恵が大きい。01年以降、税制による再分配効果が明らかに高まっている。 税額控除は、所得税および社会保険料の両方の合計額から控除できる。税額控除を適用した結果、納付税額がマイナスとなつても、給付が行われることはない。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 所得控除を廃止しゼロ税率プラケットを創設することにより、低所得者層と高所得者層に同額の恩恵となり、所得再分配機能の強化となる（税額控除化と同じ効果）。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障が手厚過ぎたため労働インセンティブを阻害しているという問題が存在したことから、2000年代に入ても失業率が低下しなかつたため、さらなる就労促進策の一つとして07年に勤労税額控除が導入された。なお、控除し切れなかつた分の給付は行われていない。

間層は痩せ細り、格差拡大などの副作用も目立ってきた。それは、アベノミクスに「国民の税や社会保険負担をどうすべきか」という視点が欠けていることによる。現政権にとって、所得再分配や社会

保障政策は、極めてプライオリティーの低い政策になつていて、社会保険財源となる消費増税の2度にわたる延期がその例だが、背景には、国民に苦い薬の投与をためらうポピュリズム的体質、消

費増税が行われなくとも金利に影響しない日本銀行の大量国債購入策、デフレ脱却が思うに任せない責任を消費増税に押し付けるリフレ派の存在がある。

社会保障・税一体改革に失敗すればアベノミクスも崩壊

わが国の景気低迷の最大理由は、低い潜在経済成長率と、将来不安からくる個人消費の低迷だ。前者の原因のうち、少子高齢化による労働人口減少への対策として、女性の社会進出を妨げている税制や社会保障制度の見直し、経済活動を妨げている各種規制の緩和が有効だ。

後者への有効な対策は、国民が感じている将来不安を軽減することと、消費増税をこれ以上先延ばしにせず、その財源で社会保障の再構築を図ることだ。

金融政策により将来の「期待」

に働き掛けようとしても、国民の将来「不安」があつては効果は出ない。受益と負担の問題を真正面から議論することによって、国民の抱える「不安（感）」に向き合

い、中間層を厚くしていくことこそ、最大の経済活性化策、日本を

このようにわが国の社会保険料の負担状況は、経済活性化の足かせになり、国際競争力をも弱めることになる。日本経済の供給力、実力を付けるためには、社会保険の肥大化を防止するとともに、ドイツが行つたような消費税を財源として、社会保険料の一部を置き換えるような改革も、視野に入れ考えて考へるべきだ。

先進諸国は「勤労税額控除」で貧困のわなへ対応

以上で述べてきたように、個人の就労を阻害している「壁」は、このようないわが国の社会保険料の負担状況は、経済活性化の足かせになり、国際競争力をも弱めることになる。日本経済の供給力、実力を付けるためには、社会保険の肥大化を防止するとともに、ドイツが行つたような消費税を財源として、社会保険料の一部を置き換えるような改革も、視野に入れ考えて考へるべきだ。

もう一つ、経済の観点から問題にすべきは、企業負担の在り方である。企業の公的負担（対GDP〈国内総生産〉比）を国際比較すると、103.5%（図2）のようになる。わが国の社会保険料の事業主負担は、すでに法人税負担の1.5倍に達しており、合計した9.3%という数字は、ドイツの8.2%を上回り、スウェーデンとほぼ差がない状況まで増加しているのである。

題に加えて、社会保険料負担には、

前述した「130万円の壁」「106万円の壁」の問題がある。

もう一つ、経済の観点から問題にすべきは、企業負担の在り方である。企業の公的負担（対GDP〈国内総生産〉比）を国際比較す

所得税（配偶者控除）以上に、社会保険料の問題も大きい。では、これに対し抜本的な対策はあるのだろうか。

欧米先進諸国は、より多く働くと手取り収入が減るという逆転現象（ボバティ・トラップ）貧困のわな）に対処する政策手段として、「勤労税額控除」を導入してきた。有名なのは英国（ユニバーサルクレディット）とオランダの制度であるが、米国やスウェーデン、さらには韓国でも勤労奨励税制という名前で導入されている。

いずれの制度も、税と社会保険料負担を一体として捉えて、一定の所得に達するまでは税負担の軽減や給付を行うという制度で、名前は税額控除だが、実態は社会保険給付である。

簡単に言うと、勤労税額控除とは勤労によって得た所得に対しても払うべき税を軽減する制度で、税額控除額が払うべき所得税額を上回る場合には、上回った分を国が給付するケースが多い。

英國は、サッチャー、メイジャーといった保守党政権から政権交代したブレア首相が、勤労時間に応じた額を国が給付する（給付額は一定の所得で遞減していく）制度を導入し、政権交代後のキャメロン政権がさらに精緻化した。

一方、オランダは、80年代の「オランダ病」を克服する手段として83年、政府と経営者、労働組合が「ワッセナーハイ」を形成、その後で女性の就労が増加したが、所得が低い間は税・社会保険料の負担を軽減する勤労税額控除（給付なし）を導入した。これが今日世界に誇るワーワー・ライフ・バランスにつながっている。

実は、政府税調は、今年3月に委員を先進諸国に派遣し、各国の勤労税額控除制度を詳しく調べているのだが、政府部内の検討は全く進んでいない。ホームページに掲載された報告書を一覧にまとめる、左ページ表の通りである。

また税制の見直しに当たつては、グローバル経済の下でわが国でも所得格差が拡大する中、所得再分配機能の強化も必要で、そのためには所得控除を税額控除に替えていく必要がある。

所得控除は年収から一定の金額を差し引いて税をかける所得を計算するやり方で、適用税率が高い高所得者ほど有利な制度である。税額控除は支払うべき税から一定の税金を差し引くやり方だ。例えば、所得控除を100万円追加す

ると、所得が多くて税率45%の層に入っている人には $100 \times 45\% = 45$ 万円の減税効果がある一方、所得が少なく所得税率5%に入っている人には $100 \times 5\% = 5$ 万円の減税効果しかない。

所得にかかわらず、減税効果が同じとなる税額控除化していくことが世界の流れだ。

12年12月から始まったアベノミクスは、1年目こそ大きな成果を挙げたが、2年目以降は、総理自身「道半ば」と評するよう、いまだデフレ脱却を果たしておらず、経済成長や実質所得は低迷し、中



政府税調では「個人所得課税についても、構造的な変革が求められている」と述べた安倍首相だが

安倍政権の下では、究極の構造改革である社会保障・税一体改革はできない、という印象を内外に与えてしまうと、すでに始まっている外国人投資家のわが国からの撤退が加速し、アベノミクスそのものが崩壊するだろう。